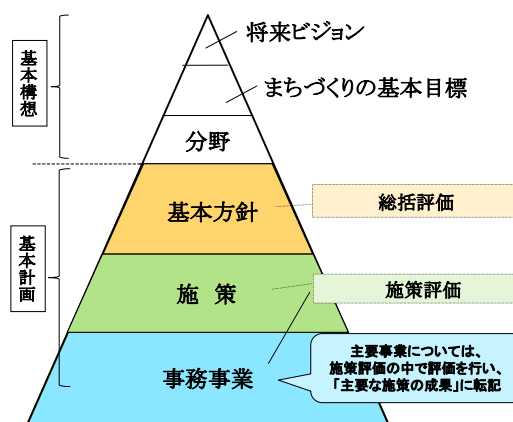


第 6 次草津市総合計画第 1 期基本計画の総括評価と 第 2 期基本計画の体系案について

1 第 1 期基本計画の評価について

- 第 6 次草津市総合計画の体系は、将来ビジョンの達成に向けて、「まちづくりの基本目標」「分野」「基本方針」「施策」「事務事業」の 5 層構造となっており、基本計画の進捗管理・評価については下表のとおり行うこととしています。



施策体系	計画の進捗管理および評価	
	毎年度 庁内組織単位の評価・予算編成の基礎へ	次期基本計画策定年度 次期基本計画の基礎へ
基本方針	- 各基本方針の進捗状況の目安として指標の進捗状況を把握し、公表します。 - 各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表します。	計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、次期基本計画策定に向けた総括評価を行います。
施策	- 施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を整理します。 - すべての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表します。	計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。
事業	各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に反映します。	計画期間中の見直し（スクラップ&ビルド*）を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。

- 現在、第 1 期基本計画の計画期間中ではありますが、第 1 期基本計画の評価の結果を第 2 期基本計画の策定に生かすため、令和 3 年度から令和 5 年度末時点までの実績と、令和 6 年度末までの成果見込みをもって、第 1 期基本計画の総括評価とします。
- 総括評価を実施するにあたり、毎年度の施策評価等による進捗管理結果等を踏まえながら、基本方針ごとの令和 3 年度からの取組状況や成果実績（見込み）、計画期間中における環境変化や今後の課題等を取りまとめました。
- 計画期間終了の翌年度である令和 7 年度に改めて総括評価の更新を行い、第 3 期基本計画の策定に活用します。

2 施策体系の見直しの基本的な考え方について

- ・第2期基本計画の施策体系について、「まちづくりの基本目標」「分野」は基本構想において令和14年度までの継続的な方向性が位置付けられており、現時点で基本構想を見直すべき状態にはないことから、これらについての見直しは行いません。
- ・「基本方針」「施策」については、第1期基本計画の体系を基本としつつ、以下の点を踏まえて体系を見直し、必要に応じて再構築を行いました。
 - ① 第1期基本計画の総括評価による成果や環境変化、課題
 - ② 国の制度や根拠法令、市の施策展開の変更
 - ③ 市民意識調査に基づく現状分析や市民ニーズ
 - ④ 関連する個別計画との整合
- ・また、自治体基本条例において基本計画は市長の任期に合わせて策定することと規定されていることから、第2期基本計画の施策と市長政策集（市長が4年の任期期間の中で推進する政策を示したもの）に掲げる各施策が連携を図りながら進捗管理を行えるよう、第2期基本計画の体系を見直しています。